



福岡医発第1431号(保)

平成14年11月 8日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原



大野城市乳幼児医療助成制度の拡充について

大野城市では、子育て支援の一環として保護者の経済的負担を軽減するため、乳幼児医療制度を入院時の医療費につき平成15年4月より6歳就学前まで拡充する旨別紙のとおり通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしく願いいたします。

なお、

- 1) 今回の改正の内容は、下記のとおりであります。
- 2) この制度の実施方法は、現物支給方式とし従来の県の制度と同じ取扱いです。

記

※大野城市乳幼児医療費助成制度(拡充分)

1. 実施時期 平成15年 4月 1日診療分から
2. 拡大対象 3歳から6歳就学前まで
3. 助成範囲 入院を対象とし、健康保険が適用されたあとの自己負担分相当額。
ただし、初診料・入院時の食事代を除きます。
4. 実施方法 福岡県乳幼児医療費助成と同じ現物支給方式。

問い合わせ先

大野城市保険年金課医療担当

TEL 092-501-2211 (内線372)

大保医第 316 号
平成 14 年 10 月 25 日

福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎 様

大野城市長 後 藤 幹 生
(保険年金課 医療担当)



大野城市乳幼児医療助成制度の拡充について

時下、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます

平素から大野城市の福祉医療事業及び医療保険行政に格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大野城市では、子育て支援の一環として保護者の経済的な負担を軽減するため、乳幼児医療制度を入院時の医療費につき 6 歳就学前まで拡充することといたしました。

この措置は、平成 15 年 4 月 1 日診療分から実施いたします。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い致します。

なお、この制度の実施方法は、現物支給方式とし従来の県の制度と同じ取り扱いといたします。

この制度を周知していただくため、後日文書の送付をさせていただきますが、会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。



別紙

大野城市乳幼児医療費助成制度（拡大分）

1. 実施時期 平成15年 4月 1日診療分から
2. 拡大対象 3歳から6歳就学前まで
3. 助成範囲 入院を対象とし、健康保険が適用されたあとの自己負担
分相当額。
 ただし、初診料・入院時の食事代を除きます。
4. 実施方法 福岡県乳幼児医療費助成と同じ、現物支給方式。

問い合わせ先
大野城市保険年金課 医療担当
TEL 501-2211 （内線 372）